

平成十六年三月二十三日受領
答 弁 第 二 一 一 号

内閣衆質一五八第二二号

平成十六年三月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等をはじめ公共事業でのシャブコン使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等をはじめ公共事業でのシャブコン使用等に関する質問に対する答弁書

一の1について

いわゆる「シャブコン」については、明確な定義はないが、一般には、工事請負契約において定められた品質に適合するものとして製造された後に加水が行われた生コンクリート（以下単に「加水が行われた生コンクリート」という。）を指すものと考えられる。

一の2及び3について

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「道路関係四公団」という。）が発注した公共工事について、各道路関係四公団において現存する工事関係書類を調査した限りでは、加水が行われた生コンクリートの使用が確認された事例は、平成十五年度に、日本道路公団の発注に係る「名神高速道路（改築）大山崎インターチェンジ南工事」において確認された一件であり、当該工事に関するお尋ねの事項については、日本道路公団によれば、別表一のとおりである。

一の4について

お尋ねの「手抜き工事」がどのような工事を指しているのか必ずしも明らかではないが、請負業者等の不適切な行為によりその目的物の性能、出来形又は耐久性に瑕疵が生じた工事（以下「瑕疵がある工事」という。）を指すものと解してお答えすると、道路関係四公団が契約工期の全部又は一部が平成十年度から平成十四年度までの五か年間に含まれるものとして発注した公共工事で「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」等に基づく指名停止（以下単に「指名停止」という。）の措置を講じたものについて調査した限りでは、瑕疵がある工事に係る請負業者等の不適切な行為の内容及び当該請負業者等に対する処分の内容は、別表二のとおりである。

二の1及び2について

各府省並びに特殊法人（道路関係四公団を除く。）及び認可法人（以下「国等」という。）が平成十年度から平成十四年度までの五か年間に発注した公共工事について調査した限りでは、加水が行われた生コンクリートの使用が確認された事例は、国土交通省中国地方整備局の発注に係る「砂川橋床版外工事」において確認された一件であり、当該工事に関するお尋ねの事項については、別表三のとおりである。

二の3について

お尋ねの「手抜き工事」がどのような工事を指しているのか必ずしも明らかではないが、瑕疵がある工事を指すものと解してお答えすると、国等が契約工期の全部又は一部が平成十年度から平成十四年度までの五か年間に含まれるものとして発注した公共工事で指名停止の措置を講じたものについて調査した限りでは、瑕疵がある工事に係る請負業者等の不適切な行為の内容及び当該請負業者等に対する処分の内容は、別表四のとおりである。

三について

関係業界団体によれば、民間工事について網羅的な実態把握は難しいが、ここ数年問題が顕在化した例を把握しておらず、また、加水が行われた生コンクリートの使用はあってはならないことであり、関連技術の進歩がその抑止に効果を上げてきたと認識している、とのことである。

四について

政府としては、コンクリート構造物の安全性の観点から、コンクリートの品質の問題は重要であると認識しており、今後とも引き続き、コンクリートの品質の確保を図るため、請負者に適切な品質管理を行わせることとしている。特に、加水が行われた生コンクリートの問題については、国土交通省が発注する直

轄工事においては、土木コンクリート構造物を築造するために生コンクリートを一定量以上使用する現場において、生コンクリート中の水量を確認することとしたところである。また、民間工事を含む建設工事全般について、建設現場における生コンクリートの品質管理の一層の徹底に向け、今後とも、関係機関と協力しつつ、適切に対応してまいりたい。

別表一 名神高速道路（改築） 大山崎インターチェンジ南工事（本表において単に「工事」という。）
について

① 工事の年月日	<p>契約工期は、平成十一年九月二十五日から平成十六年二月二十日までであり、加水が行われた生コンクリートの使用が行われたのは、平成十五年四月十九日である。</p>
② 工事内容	<p>建設中の京都第二外環状道路と供用中の名神高速道路とを接続するためインターチェンジ新設工事並びに当該工事に附帯する国道新設工事及び水路改修工事である。</p>
③ 工事の直接担当企業名（所在地）	<p>株式会社大本組・JFE工建株式会社名神高速道路（改築） 大山崎インターチェンジ南工事共同企業体である。</p> <p>なお、その構成員は、株式会社大本組大阪支店（大阪市北区豊崎五丁目六番十号）及びJFE工建株式会社関西本店（大阪市淀川区西三国一丁目八番四十一号）である。</p>

<p>関連するゼネコン名（所在地）</p>	<p>無し。</p>
<p>④ 請負金額</p>	<p>三十九億九千八百六十八万三千五百円（税込み）である。</p>
<p>⑤ シャブコンの状況 当該工事生コン全体に占める使用比率</p>	<p>加水が行われた生コンクリートの量は、二立方メートルである。 当該工事において使用を予定している生コンクリートの全体量の〇・〇〇八パーセントである。</p>
<p>⑥ シャブコンが使用された箇所名</p>	<p>国道新設工事のうち気泡混合軽量盛土の施工箇所に係る壁面型砕基礎部である。</p>
<p>⑦ シャブコン使用箇所は現在修正されているか否か。</p>	<p>加水が行われた生コンクリートが使用された箇所に係る構造物については、平成十五年六月三日から取壊しを行い、日本道路公団職員の立会いの下、同公団のコンクリート施工管理要領（以下「コンクリート施工管理要領」という。）に従って、同月九日に再施工を実施し、既に完了している。</p>

<p>⑧ 関連する企業へのペ ナルティーの詳細内 容</p>	<p>株式会社大本組及び日本鋼管工事株式会社（現JFE工建株式会社）に 対して、嚴重注意を行うとともに、平成十五年六月十六日から同年八月十 五日までの二か月間の指名停止を行った。</p>
<p>⑨ 安全性への影響</p>	<p>加水が行われた生コンクリートが使用された箇所に係る構造物について は、平成十五年六月三日から取壊しを行い、日本道路公団職員の立会いの 下、コンクリート施工管理要領に従って、同月九日に再施工を実施し、既 に完了しており、安全性への影響は無い。</p>
<p>⑩ 工事全体の修正状況</p>	<p>既に施工済みのその他のコンクリート構造物については、コンクリート 施工管理要領に基づき、適切に施工されている。</p>
<p>⑪ なぜ、見過ごしてし まったのか。</p>	<p>日本道路公団においては、コンクリート施工管理要領に基づき、コンク リート構造物の施工に関して十分な知識を有する技術者の配置、生コンク リートの材料、製造、運搬及び施工体制の確保、施工管理試験の実施等に より、現場におけるコンクリート打設作業が適切に実施されるよう、施工</p>

<p>⑫発注者の責任</p>	
<p>管理を実施しているところ、当該工事においては、コンクリートの打設作業の施工管理に関して指導監督すべき請負人の従業員が、生コンクリートへの加水を指示するというあるまじき行為を行ったものである。</p> <p>日本道路公団としては、同様の行為の再発を防止するため、当該工事以外の工事の請負人に対し、コンクリート施工管理要領に基づき、適切な品質管理が行われるよう指導を行ったところである。</p>	

別表二 道路関係四公団に係る瑕疵がある工事について

<p>瑕疵がある工事に係る請負業者等の不適切な行為の内容</p>	<p>当該請負業者等に対する処分の内容</p>
<p>五十三件の橋梁<small>りょう</small>の耐震補強工事における後施工アンカーの埋め込み長の不足</p>	<p>一か月から四か月間の指名停止</p>
<p>一件の道路の標識柱設置工事における支柱の板厚の不足</p>	<p>三か月間の指名停止</p>
<p>一件の橋梁の鋼上部工工事における製作寸法の取り間違いによる部材の継ぎ足しと継ぎ足し部材の溶接の不良</p>	<p>六か月間の指名停止</p>

別表三 砂川橋床版外工事（本表において単に「工事」という。）について

⑤		④ 請負金額	③		② 工事内容	① 工事の年月日
当該工事生コン全体に占める使用比	シヤブコンの状況		名（所在地）	関連するゼネコン		
当該工事において使用した生コンクリートの全体量の〇・四パーセントである。	加水が行われた生コンクリートの量は、一立方メートルである。	九千二百八十七万二千五百円（税込み）である。	無し。	株式会社平尾建設（岡山市西大寺射越四百三十五番一号）である。	岡山市政津地内の砂川に架かる砂川橋の床版に係る工事である。	契約工期は、平成十四年七月二十四日から平成十五年十月三十一日までであり、加水が行われた生コンクリートの使用が行われたのは、平成十五年一月十八日である。

	率
⑥ シャブコンが使用された箇所名	岡山市政津地内の砂川に架かる砂川橋の床版である。
⑦ シャブコン使用箇所は現在修正されているか否か。	加水が行われた生コンクリートが使用された箇所の構造物は、施工前に生コンクリートのスランプ試験を行い、契約図書に記載している土木工事施工管理基準及び規格値（以下「土木工事施工管理基準及び規格値」という。）に定めた品質が確保されていることを確認して施工されている。施工後においても、当該箇所のコンクリートからコアをくり抜いて強度試験を行い、土木工事施工管理基準及び規格値に定めた強度が確保されていることを確認している。また、加水による安全性への影響について専門家の意見を聴き、その影響は認められないと判断されたことから、当該箇所の修正は行っていない。
⑧ 関連する企業へのペ	株式会社平尾建設に対して、国土交通省中国地方整備局において、嚴重

<p>ナルテイーの詳細内容</p>	<p>注意を行うとともに、平成十五年三月四日から同年四月三日までの一か月の間の指名停止を行った。</p>
<p>⑨安全性への影響</p>	<p>加水が行われた生コンクリートが使用された箇所の構造物は、施工前に生コンクリートのスランプ試験を行い、土木工事施工管理基準及び規格値に定めた品質が確保されていることを確認して施工されている。施工後においても、当該箇所のコンクリートからコアをくり抜いて強度試験を行い、土木工事施工管理基準及び規格値に定めた強度が確保されていることを確認している。また、加水による安全性への影響について専門家の意見を聴き、その影響は認められないと判断している。</p>
<p>⑩工事全体の修正状況</p>	<p>その他の箇所については、土木工事施工管理基準及び規格値に基づき、適切に施工されている。</p>
<p>⑪なぜ、見過ごしてしまったのか。</p>	<p>監督職員が現場において、生コンクリートへの加水を発見し、土木工事施工管理基準及び規格値に定めた品質が確保されていることを確認した上</p>

⑬ 防止策	⑫ 発注者の責任
<p>で施工されており、見過ごしてはいないと認識している。</p> <p>土木工事施工管理基準及び規格値に基づき、土木工事の出来形及び品質確保を図ることとし、請負者が実施する工事施工を確認している。</p>	

別表四 国等に係る瑕疵がある工事について

<p>瑕疵がある工事に係る請負業者等の不適切な行為の内容</p>	<p>当該請負業者等に対する処分の内容</p>
<p>百十二件の橋梁の耐震補強工事における後施工アンカーの埋め込み長の不足</p>	<p>一か月から三か月間の指名停止</p>
<p>一件の防護柵<small>さく</small>の設置工事における岩盤へのアンカーの埋め込長の不足</p>	<p>一か月間の指名停止</p>
<p>一件の道路の地盤改良工事における施工面積の不足</p>	<p>二か月又は三か月間の指名停止</p>
<p>一件の道路の配管布設及び埋め戻し工事における使用材料の相違、配管の土被り厚不足及びコンクリート柱の根入れ長不足</p>	<p>一か月又は二か月間の指名停止</p>
<p>一件の橋梁上部工事における継手部すき間の規格値への不適合</p>	<p>一か月間の指名停止</p>
<p>一件の河川の築堤工事における盛土材料の相違</p>	<p>一か月又は六週間間の指名停止</p>

<p>一件の樋管^ひ新設工事における基礎処理工の未完</p>	<p>一か月又は二か月間の指名停止</p>
<p>一件のダムの放流設備工事における鉄管路の塗装厚の不足</p>	<p>二か月間の指名停止</p>
<p>一件の雑草防止のためのコンクリート打設工事における施工厚の不足</p>	<p>三か月間の指名停止</p>